6 相談・貸付～返済（償還）までの流れ

1 相　談

本制度は「世帯への貸付」という考え方をとっています。ご家族の状況・収入・負債などの世帯状況について詳しくお聞かせください。
お住まいの区市町村の社会福祉協議会または民生委員へご相談ください。

2 申込書類の準備

相談により資金の申込みが適切と判断された場合は、11ページに記載されている書類を整えてください。必要書類は世帯の状況により異なります。また、ご相談内容により追加で書類提出をお願いすることがあります。

3 民生委員の面接

民生委員がご自宅を訪問して面接いたします。
資金借入れの必要性やご世帯の状況についてお伺いします。

1ヶ月程度かかります

4 申 込 み

借入申込書・必要書類を区市町村の社会福祉協議会に提出してください。その後、区市町村の社会福祉協議会より東京都社会福祉協議会に提出されます。

5 審　査

貸付について、東京都社会福祉協議会が審査を行います。審査中に追加の聞き取りや書類の提出等のお願いをする場合があります。

6 貸付決定

貸付の可否について、ご本人様宛に連絡します。
審査の結果により、貸付ができない場合もあります。

7 借用書作成

借用書に借受人・連帯借受人（設定している場合は、連帯保証人）・親権者（借受人が未成年の場合）が自筆で署名し、実印を押印してください。署名・捺印した方全員の印鑑登録証明書を添付して区市町村の社会福祉協議会に提出してください。

8 資金交付

借用書は、区市町村の社会福祉協議会を経て、東京都社会福祉協議会に提出されます。必要な確認の後、資金が交付されます。資金交付後、借入れた資金で支払いした内容を証明する書類を提出してください。

※ 大学等の学費貸付における「初回貸付」終了後、卒業までの期間、在学確認をいたします。

9 継続送金

複数年度にわたる学費の借入れの場合、分割して資金が交付されます。資金交付にあたり、在学証明書により在学状況を確認したり、世帯状況や高等教育の修学支援新制度の支援区分を確認いたします。必要な確認ができない場合、資金の交付ができなくなりますので、ご注意ください。

10 据置期間

当該の学校を卒業後、６ヶ月間は据置期間になり、その翌月から返済が始まります（希望があれば、据置期間から返済を開始することも可能です）。

※ ただし、貸付決定を行った当該の学校を途中で退学・休学・留学するなど、何らかの理由で貸付契約が終了した場合は、その6ヶ月後から返済が始まります。

11 返　済（償　還）

毎月1回、原則として金融機関からの口座引落しによる返済となります。
返済が完了するまで、区市町村の社会福祉協議会の職員と民生委員が相談・支援いたします。
住所・氏名等の届けてある内容に変更があった場合や返済が難しくなった場合等、お困りの場合は必ず連絡・相談してください。

12 返済完了

貸付決定時に定め、借用書に記載されている返済期間・回数で返済していただきます。返済完了後、借用書を返却いたします。